

令和8年度(2026年度) 保育所等入園のしおり



オンライン申請は
こちらから



入 園 希 望 月	受 付 期 間
令和8年 4月	【1次】 (窓口) 令和7年 10月 27日(月) ～ 令和7年 11月 4日(火) (オンライン・郵送) 令和7年 10月 3日(金) ～ 令和7年 11月 4日(火)
	【2次】(窓口・郵送・オンライン) 令和7年 11月 5日(水) ～ 令和8年 1月 30日(金)
5月	3月 11日(水) ～ 4月 10日(金)
6月	4月 13日(月) ～ 5月 8日(金)
7月	5月 11日(月) ～ 6月 10日(水)
8月	6月 11日(木) ～ 7月 10日(金)
9月	7月 13日(月) ～ 8月 10日(月)
10月	8月 12日(水) ～ 9月 10日(木)
11月	9月 11日(金) ～ 10月 9日(金)
12月	10月 13日(火) ～ 11月 10日(火)
令和9年 1月	11月 11日(水) ～ 12月 10日(木)
2月	12月 11日(金) ～ 1月 8日(金)
3月	1月 12日(火) ～ 2月 10日(水)

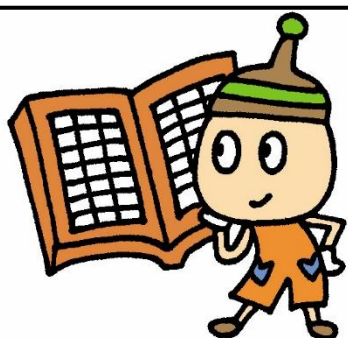
逗子市 教育部 保育課

※本しおりは入園後についても記載がありますので、お子さんが卒園するまでは保管いただきますようお願いいたします。

目 次

◆保育園？それとも幼稚園？・・・・・・・・・・	P 1
◆保育所等一覧・・・・・・・・・・	P 3
◆保育所等入園申込みについて（概要編）・・・・・	P 6
◆保育所等入園申込みについて（フロー図）・・・・・	P 9
◆保育所等入園申込みに必要な書類・・・・・・・・・・	P 11
◆申込み前の注意事項・・・・・・・・・・	P 14
◆保育所等利用調整（入園の調整）・・・・・・・・・・	P 15
◆内定後の注意事項・・・・・・・・・・	P 19
◆内定が取り消しとなるケース・・・・・・・・・・	P 20
◆育児休業を取得し、在園児が継続利用を希望する・・・	P 21
◆Q & A 集（よくある質問）・・・・・・・・・・	P 22
◆各保育園の開園時間等・・・・・・・・・・	P 38
◆保育料の算定方法について・・・・・・・・・・	P 39
◆令和8年度逗子市保育料表・・・・・・・・・・	P 43

※オンラインによる保育所等入所申込については別紙をご覧ください



※入園のしおりでは、児童福祉法上の表記の一部を、一般的な表現に置き換えて記載していることがあります。

【例】「認可保育所等」→「保育園」

「保育施設へ入所」→「保育園へ入園」

◆保育園？それとも幼稚園？



保育園は…

- ① 就労などにより、家庭で保育のできない児童を預かる児童福祉施設です。
- ② 入園の申込みは保育課へ行います。
- ③ 対象年齢は0歳から就学前まで（施設により異なります）。
- ④ 預けられる時間は保育が必要な時間のみ（就労の場合、就労時間+通勤時間）。
- ⑤ 原則、両親どちらかが仕事が休みの日は預けられません。
- ⑥ 保育料無償化の対象は3歳児クラス（4月1日時点で3歳）から就学前まで。
- ⑦ 在園には継続審査があり、要件を満たさなくなった場合は、退園となります。

幼稚園は…

- ① 学校教育法に基づく教育を行う学校です。
- ② 入園の申込みは各園に直接行います。
- ③ 対象は満3歳児クラスから就学前まで。
- ④ 預けられる時間は標準的な教育時間の4～5時間程度です。
※教育時間の前後や長期休暇中も登園できる園もあり。
- ⑤ 仕事がお休みの日も登園することができます。
- ⑥ 就労等により教育時間の前後に預かり保育を利用すれば、保育園と同程度の時間預けられる園もあります。
- ⑦ 保育料無償化の対象は満3歳児クラスから就学前までです（預かり保育も無償化の対象となることがあります）。

■ここが違うよ、保育園と幼稚園

	保育園	幼稚園
①利用できる保護者	就労等、P6記載の認定の基準を満たし、家庭で保育のできない保護者	どなたでも利用できます
②利用申込み方法	保育課に申込み	各園に直接申込み
③利用できる年齢※	0歳～就学前まで	満3歳～就学前まで
④預けられる時間※	就労等の実態にあわせて保育が必要な時間のみ（最大11時間）	4～5時間程度 ※上記に加え、長時間の預かりが可能
⑤仕事がお休みの日の利用	不可	可能

※各園により保育の実施状況は異なります。P3～P5「保育所等一覧」、P38の「各保育園の開園時間等」を確認してください。

子どもを預けられる日は?? (保育園 or 幼稚園)

●両親ともに就労の場合…

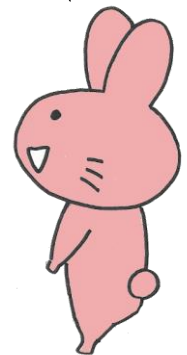
父：会社員（1日8時間・週5日（月～金）勤務）

母：パート（1日5時間・週4日（月・火・木・土）勤務）

子：3歳

	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
父	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休
母	勤務	勤務	休	勤務	休	勤務
保育園	○	○	×	○	×	×
幼稚園	○	○	○	○	○	

同じ就労でも預けられる日数が違うんだね！



●利用可能日は…

☆保育園：週3日（月・火・木）

☆幼稚園：週5日（月～金）

・保育園は、両親ともに就労している日のみ利用可能です（有給休暇等でお仕事がお休みの日は預けられません）。

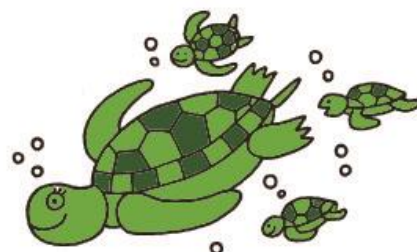
※幼稚園の開園日は平日（月～金）のみとなります。

■幼稚園が長時間預かってくれる？保育園的に利用できるって本当??

・「〇〇幼稚園の特色のある教育を受けさせたいけど、うちは共働きだから…」、「専業主婦じゃないから幼稚園は無理かな…」と考えている方、ライフスタイルによっては、幼稚園がぴったりかもしれません。

・幼稚園では通常の教育時間（9時～14時）に加えて、その前後の朝や夕方に子どもを預けられる「預かり保育」があり、保護者のニーズに応えたサービスを提供しています。使い方によっては、自分らしく、自分のペースで働けるなど、多様な働き方を検討できるかもしれません。

・また、幼稚園は仕事がお休みの日も預けることができるので、お子さんに合った教育を受けさせながら、子育ての息抜きの時間を作ることが可能です。



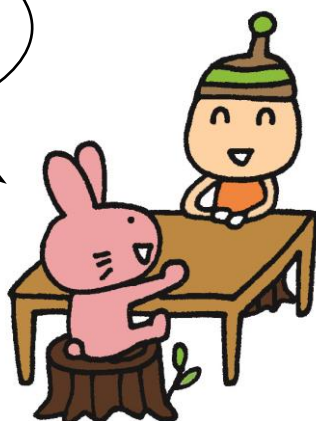
◆保育所等一覧

①《認可保育所》

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。対象年齢は0歳～5歳で定員は20名以上です。

施設名	定員 (名)	所在地	電話番号	平日開所時間 土曜開所時間	受入月齢	駐車場
湘南保育園 (公立)	90	池子 2-11-9 (神武寺駅徒歩 1 分)	046-871-2838	(平日) 7:00～ 19:00 (土曜) 7:00～ 18:00	生後 6か月から	×
小坪保育園 (公立)	90	小坪 5-22-5 (逗子マリーナ付近)	0467-22-3435		生後 6か月から	○
双葉保育園	180	久木 2-7-2 (久木小学校付近)	046-871-2793		生後 57日目から	○
沼間愛児園	155	沼間 1-21-10 (JR 東逗子駅徒歩 5 分)	046-871-2669		生後 57日目から	○
桜山保育園	90	桜山 5-15-2 (逗子葉山高等学校付近)	046-873-7222		生後 57日目から	○
逗子なないろ保育園	110	桜山 6-18-22 (福祉会館入口バス停 徒歩 10 分)	046-854-5175		生後 57日目から	○
湘南アイルド 逗子保育園	40	逗子 1-1-3-5F (JR 逗子駅徒歩 1 分)	046-873-9536		生後 10か月から	×

「自然が豊か」、「駅に近い」、
「駐車場併設」、園によって
色々な特徴があるみたい！



子どもと一緒に見学して
園の雰囲気を知ってから
申し込みたいね！

【地域型保育事業】

地域型保育事業とは、保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0 歳～2 歳の子どもに対し、きめ細やかな保育を行う施設です。逗子市には「小規模保育施設」、「家庭的保育事業」があります。2 歳児クラスで卒園となるため、3 歳児クラス以降も保育を希望する場合、再度保育所等の入園申請を行う、幼稚園に入園するなどの選択肢があり、子どもの成長に合わせて進路を決定することができます。なお、「かぐのみ保育園」には連携施設（卒園後の進級先の施設）が設定されています。

② 《小規模保育施設》

少人数（定員 6 名～19 名）を対象に、きめ細かな保育を行います。

施設名	定員 (名)	所在地	電話番号	平日開所時間 土曜開所時間	受入月齢	駐車場
ごかんのいえ	19	新宿 4-7-30 (披露山バス停徒歩 15 分)	046- 874-8370	7:30～19:00 休園	1 歳児～ 2 歳児	○
しらかば逗子 乳児保育園	19	池子 2-3-42 (神武寺駅徒歩 7 分)	046- 854-9570	7:00～19:00 7:00～18:00	生後 60 日目 ～ 2 歳児	○
第 2 あにえるち 保育園	12	小坪 2-10-20 (亀ヶ丘バス停徒歩 5 分)	0467- 38-4420	7:30～18:30 休園	1 歳児～ 2 歳児	○
かぐのみ保育園	19	沼間 2-21-26-7 (宮ノ下バス停徒歩 2 分)	046- 872-6100	7:30～18:30 休園	1 歳児～ 2 歳児	○

※「ごかんのいえ」、「かぐのみ保育園」は事前の見学が必須です。

※「かぐのみ保育園」卒園後は入園審査を経ずに、「かぐのみ幼稚園」に入園をすることができます。

③ 《家庭的保育事業》

一定の基準を満たした家庭的保育者が、自宅などで少人数（3 名～5 名）を対象により家庭に近い雰囲気のもとできめ細かな保育を行う施設です。

施設名	定員 (名)	所在地	電話番号	平日開所時間 土曜開所時間	受入月齢	駐車場
あにえるち 保育室	5	小坪 1-13-8 (亀が岡団地南バス停 徒歩 1 分)	0467- 25-1505	7:30～18:30 休園	生後 7 か月 ～ 2 歳児	○

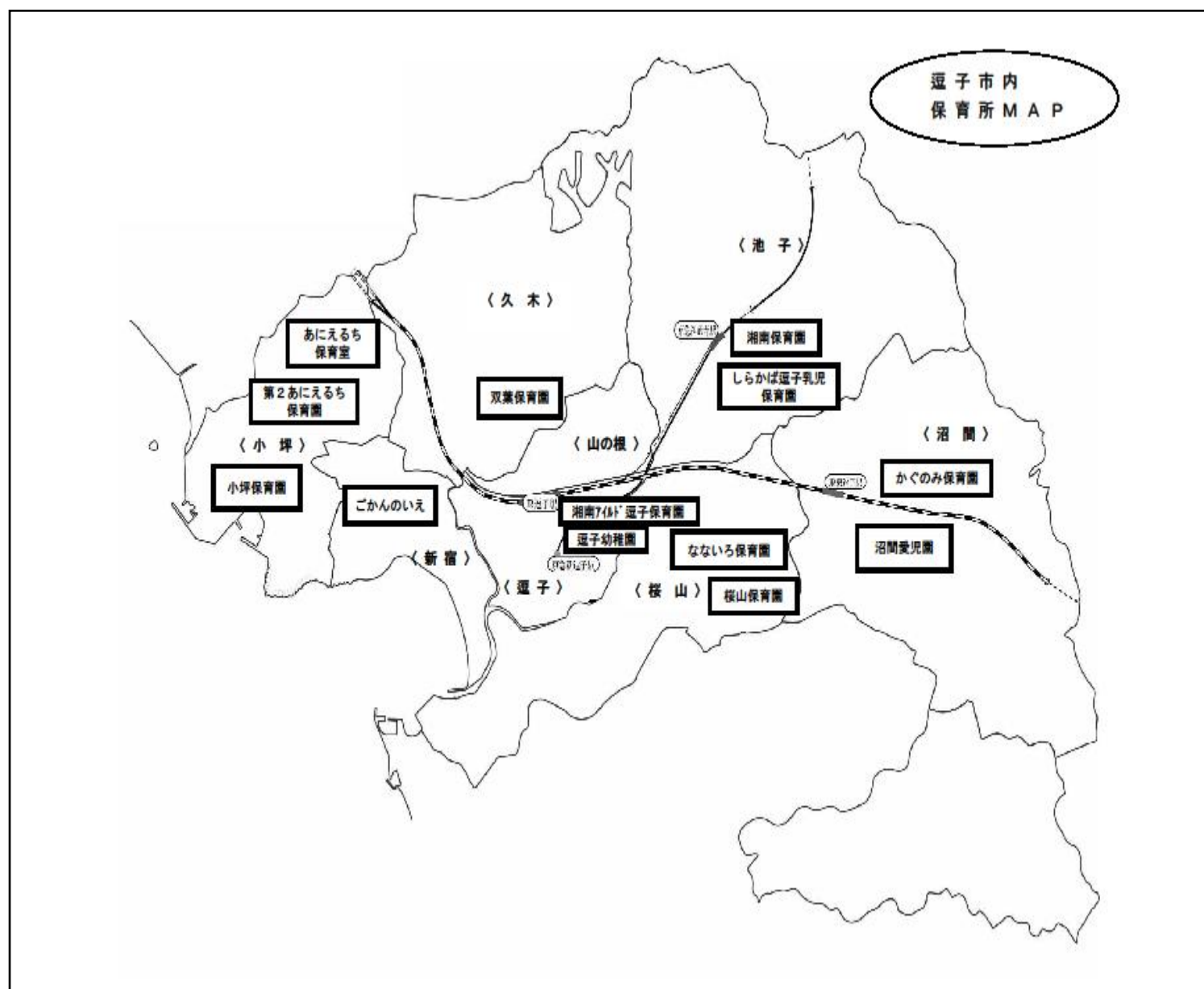
④ 《認定こども園（保育園部分：2・3号）》

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設で、家庭の状況に合わせて、幼稚園部分（1号認定）、保育園部分（2・3号認定）を選択することができます。

入園を希望するにあたっては、まず始めに事前見学又は説明会で配布される募集要項で保育料以外にかかる費用（入園料、入園手数料、教材費等）を確認し、入園願書を園に提出してください。また、保育園部分（2・3号）に入園希望の場合は、別途、市に「保育所等利用申込書」を提出してください。

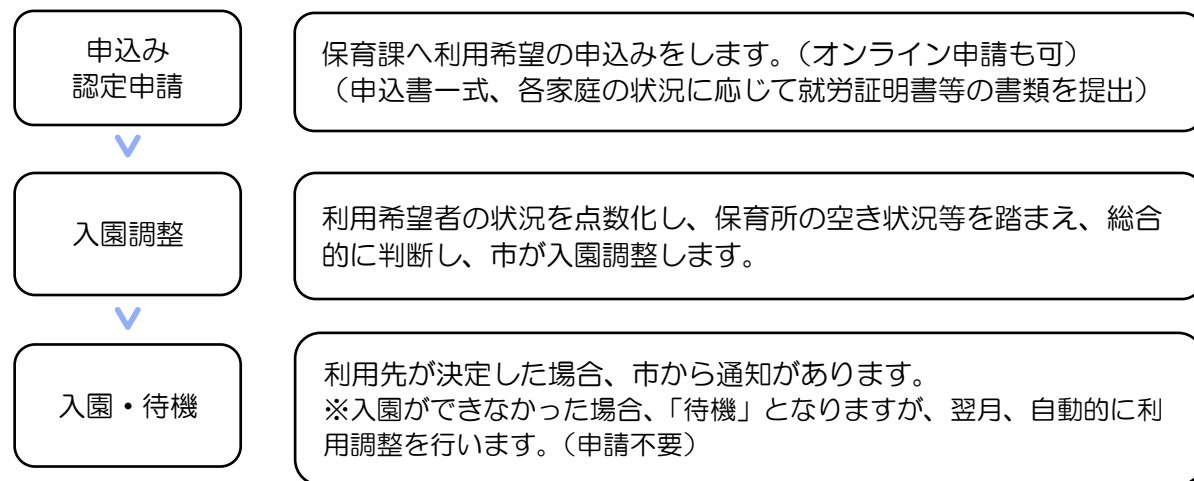
施設名	定員 (名)	所在地	電話番号	平日開所時間 土曜開所時間	受入月齢	駐車場
逗子幼稚園 (保育園部分)	52	逗子3-1-17 (逗子・葉山駅徒歩2分)	046- 871-2792	7:00~18:00 休園	1歳児から	×

※「逗子幼稚園」は事前の見学が必須です。



◆保育所等入園申込みについて（概要編）

■利用の手続き ～入園までの流れ～（詳細はP9～P10のフロー図を参照）



■「保育の必要性」

保育所等は、保護者が就労などにより、「家庭で子どもを保育できない場合」に限り、保護者に代わって保育を行う「児童福祉施設」です。保護者のいずれもが下表の①～⑧のいずれかの要件に該当することにより、「子どもの保育をすることができない」と認められた場合のみ、保育所等の入園申請及び利用ができます。「集団生活を経験させたい」等の要件では、保育施設等の利用はできません。

「保育を必要とする要件」

	保護者が保育を必要とする要件	認定の基準 (条件に満たない場合、申し込みできません)	利用可能期間 (期間終了後に退園)
①	就 労	月 64 時間以上の就労（ <u>休憩時間を除いて</u> 、1 日 4 時間以上、週 3 日以上、週 16 時間以上）	就労期間
②	求職活動 (起業準備)	月 64 時間以上の求職活動（原則、外出を伴い 1 日 4 時間以上、週 3 日以上、週 16 時間以上）	3 か月以内に①就労へ
③	出 産	出産のため保育にあたれない場合	出産（予定）日を基準として 産前産後 8 週の属する月
④	病気・障がい	入院・通院により保育ができない場合	該当期間
⑤	介護・看護	同居の親族が月 64 時間以上の介護・看護を必要とし、保育ができない場合	介護・看護期間
⑥	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	復旧に必要な期間
⑦	就 学	就職に必要な技能習得のため、月 64 時間以上、学校等（職業訓練校、専門学校、大学）に通学している場合	就学期間
⑧	その他	上記に類する状態として市が認める場合	保育が必要な期間

■「保育の必要量」

保護者が子どもの保育をすることができず、「保育の必要性」があると認められた場合、「保育を必要とする要件」に応じて、保育所等を利用できる時間を「**保育標準時間認定**」、「**保育短時間認定**」に区分します。

【保育標準時間認定】 （例）両親がフルタイムで就労（原則、月 120 時間以上の就労）

各施設の指定する最長 11 時間を通常の保育料で利用できます。

7:00		18:00	19:00
← 最大 11 時間 →			
保育標準時間（就労時間+通勤時間以内の利用）			延長保育

【保育短時間認定】 （例）母がフルタイム、父がパートで就労（父が月 120 時間未満の就労）

各施設の指定する最長 8 時間を通常の保育料で利用できます。

7:00	8:30		16:30	19:00
← 最大 8 時間 →				
延長保育	保育短時間（就労時間+通勤時間以内の利用）			延長保育

※保育施設の開所及び閉所時間、保育標準時間・短時間の対応時間は各施設で異なります（P 38 参照）。

※保育標準・短時間の認定は市で行いますが、実際の預かり時間は入園後に園と決めてください。

※延長保育を利用する場合は、別途書類の提出や延長料金がかかります。各園に問合せてください。

【保育を必要とする要件ごとの認定時間の区分】

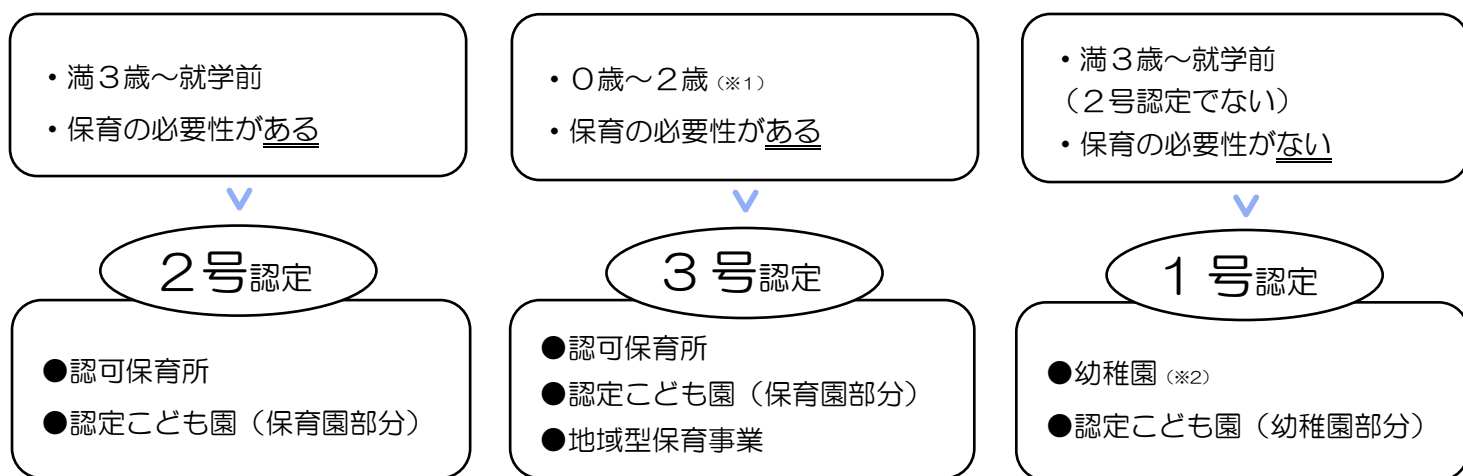
「保育を必要とする要件」に応じた認定時間は以下のとおりです。

保育必要要件	保育標準時間	保育短時間
就 労	○ （休憩時間を除いて月 120 時間以上の就労）	○ （休憩時間を除いて月 64 時間以上 120 時間未満の就労）
求職活動	×	○（3か月以内に就労開始）
出 産	○	△（希望により可）
病気・障がい	○（提出書類に応じて認定）	
介護・看護		
災害復旧		
就 学	○（時間割等による）	○（時間割等による）
育児休業	×	○（育児休業終了まで）
その他	状況に応じて認定	

※保護者のいずれかが保育短時間の認定に該当する場合は、保育短時間の認定となります。

■施設を利用するための「認定区分」

保育園の利用にあたっては、「保育の必要性」の有無と子どもの年齢により、3つの区分に認定され、市より「教育・保育支給認定証」が発行されます。



※1 満3歳となった際に、3号から2号の認定へと自動的に切替わります。

※2 1号認定に加えて、市から「新2号」（保育園の2号認定とは異なる）の認定を受けることにより、一部預かり保育（延長保育）の利用料について、補助を受けることができます場合があります。

0歳児クラスってなに？

令和8年度中に入園ができるクラスは、お子さんの令和8年4月1日での年齢で決まります。

クラス	生 年 月 日		
0歳児	令和7年（2025年）4月2日以降※		
1歳児	令和6年（2024年）4月2日	～	令和7年（2025年）4月1日
2歳児	令和5年（2023年）4月2日	～	令和6年（2024年）4月1日
3歳児	令和4年（2022年）4月2日	～	令和5年（2023年）4月1日
4歳児	令和3年（2021年）4月2日	～	令和4年（2022年）4月1日
5歳児	令和2年（2020年）4月2日	～	令和3年（2021年）4月1日

※0歳児クラスは入園できる月齢が園により異なりますので、P3～P5を確認してください。

◆保育所等入園申込みについて（フロー図）

（１）【４月入園・転園】認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、認定こども園（２・３号）

１次申請受付

- ・窓口受付期間：令和７年 10 月 27 日(月)～令和 7 年 11 月 4 日(火)【平日 8:30～17:00 までの受付】
- ・オンライン、郵送受付期間 ※オンライン申請の詳細については別紙をご確認ください。
：令和 7 年 10 月 3 日(金)～令和 7 年 11 月 4 日(火)【必着】
- ・窓口、郵送先：〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16 逗子市役所 5F 逗子市教育部保育課

- ・教育・保育支給認定証の送付（令和 7 年 12 月下旬送付予定）
※保育の必要性が認められた方全員にお送りするもので、内定通知ではありません。
- ・１次利用調整（令和 8 年 1 月上旬）

１次申請の結果送付：令和 8 年 1 月中旬～下旬頃発送予定（お手元に通知が到着するまで数日かかります）

内定となった場合

- ・「保育施設利用内定通知書」、「内定施設受諾届」、「内定施設辞退届」を送付

内定とならなかった場合

- ・利用不可の「利用調整結果通知書」、「希望園変更届」を送付

内定受託

内定施設との面談や入園説明会等
※保育料は 3 月末通知

内定辞退

内定は無効（２次申請不可）
再度の申込みは 5 月入園から可

内定とならなかった場合
↓
自動的に 2 次
利用調整へ
↓
希望園変更等は
1/30(金)まで

２次申請受付

- ・受付期間：令和 7 年 11 月 5 日(水)～令和 8 年 1 月 30 日(金)【必着】
- ・郵送先：１次申請と同様（申請は窓口・オンライン・郵送いずれも可）

２次利用調整（令和 8 年 2 月中旬）

２次申請の結果送付：令和 8 年 2 月下旬頃発送予定（お手元に通知が到着するまで数日かかります）

内定となった場合

- ・「保育施設利用内定通知書」、「内定施設受諾届」、「内定施設辞退届」を送付

内定とならなかった場合

- ・「保育所入所不承諾（保留）通知書」、「希望園変更届」を送付

内定受託

内定施設との面談や
入園説明会等
※保育料は 3 月末通知

内定辞退

内定は無効
再度の申込みは 5 月入園から可

内定とならなかった場合

待機児童となり自動的に 5 月
入園の利用調整へ（申請不要）

(2)【5月入園以降】認可保育園、小規模保育、家庭的保育、認定こども園（2・3号）

申請受付

- ・受付期間：入園を希望する月の、前々月 11 日から前月 10 日まで（下表の受付期間参照）
- ・郵送先：〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16 逗子市教育部保育課
（申請は窓口・オンライン・郵送いずれも可）
- ※10 日が土日祝の場合は、受付期間が前倒しとなります。

利用調整（毎月中旬頃）

結果の送付：内定となった場合、ならなかった場合で通知の到着時期が異なります。

内定となった場合（原則、郵送ですがお電話で連絡することもあります）

- ・入園月の前月 15 日頃に「保育施設利用内定通知書」、「内定施設受諾届」、「内定施設辞退届」を送付

内定とならなかった場合

- ・入園を希望した月の前月 20 日過ぎに「保育所入所不承諾（保留）通知書」を送付

※原則、「保育所入所不承諾（保留）通知書」の発行は 1 度限りとなるため、翌月以降は、15 日頃までに「保育施設利用内定通知書」が届かなければ、内定とはならなかったものと理解してください。

内定受託

内定辞退

内定とならなかった場合

内定施設との面談等
※保育料は入園月の前月末頃通知

申込みの全てが無効

待機児童となり自動的に翌月入園の利用調整へ（申請不要）
※申請書の有効期限は今年度中です。翌年度も入園希望の場合は、別途、翌年度の申請が必要です。
※希望園の変更を希望する場合は、毎月 10 日までに、「希望園変更届」を提出してください。

【5月以降の入園の受付期間】

入園希望月	受付期間	内定通知発送予定時期
5月1日入園	3月11日(水) ～ 4月10日(金)	毎月15日頃に発送
6月1日入園	4月13日(月) ～ 5月8日(金)	
7月1日入園	5月11日(月) ～ 6月10日(水)	
8月1日入園	6月11日(木) ～ 7月10日(金)	
9月1日入園	7月13日(月) ～ 8月10日(月)	
10月1日入園	8月12日(水) ～ 9月10日(木)	
11月1日入園	9月11日(金) ～ 10月9日(金)	
12月1日入園	10月13日(火) ～ 11月10日(火)	
1月1日入園	11月11日(水) ～ 12月10日(木)	
2月1日入園	12月11日(金) ～ 1月8日(金)	
3月1日入園	1月12日(火) ～ 2月10日(金)	

※ 結果通知等は、お手元に到着するまで数日かかります。

◆保育所等入園申込みに必要な書類

（１）「教育・保育支給認定申請書兼保育所等利用申込書」一式（オンライン申請の場合は不要）

（２）保育施設入所申込みチェックシート（重要事項確認票）兼提出物確認チェック票（オンライン申請の場合は不要）※該当事項にチェックがないと、申請が無効となる場合があります。

（３）保育を必要とする要件を証明する書類（下記参照）

※保護者それぞれに保育を必要とする要件を証明する書類が必要です。

※不足書類がある場合や、記入内容に不備がある場合は受付できません。

保育の必要性の要件	必要書類
就労（被雇用）の方	①就労証明書
就労（自営業）の方	①就労状況申告書 ②添付書類（就労状況申告書の裏面参照のうえ、自営および収入を証明する書類等）
育児休業から復職される方	就労証明書（育休期間および復職予定日の記載があるもの）
産前産後休業から復職される方	就労証明書（産前産後休業期間および復職予定日の記載があるもの）
就労（内定）の方	就労証明書（就労開始予定日の記載があるもの）
求職活動中の方 （起業準備を含む）	なし
出産の方	母子健康手帳の表紙（保護者の氏名の記載があるもの）と分娩（出産）予定日が記載されているページ（写し）
保護者が病気・障がいの方	①事実申立書 ②障害者手帳等（写し）又は医師の診断書
（同居親族の） 介護・看護がある方	①介護・看護状況申告書 ②以下の書類の写しのうち、いずれか一つ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・介護保険証・診断書
災害の復旧に あたっている方	①事実申立書 ②り災証明書等
就学の方	①在学証明書 ②時間割・授業カリキュラム等（写し）
その他の理由	保育課までお問合せください。

※各様式は逗子市ホームページからダウンロードできます。

※入所後の保育時間（預け時間、迎え時間）は通勤時間と実際の就労時間、就労場所を勘案し、園で決定しています。そのため、園からも就労証明書の提出を求められることがあります。

■該当する方は以下の書類も用意してください（提出がない場合、調整加点等の対象外です）。

① 生活保護世帯の方	生活保護受給証明書
② 65歳未満の直系尊属（祖父母等）と同居しているが保育にあたれない要件がある場合	就労証明書又は就労状況申告書・診断書等 ※提出がない場合は減点となります。 ※提出された書類から保育可能と判断した場合は減点します。
③ 入園希望のお子さんが認可外保育施設を利用している場合	認可外保育施設の利用証明書 ※市内認可保育施設に申し込んだが入園できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上利用している場合（市外在住者を除く） ※入園希望月の直近3か月以上の利用実績がある場合のみ
④ ひとり親家庭の方	戸籍謄本・児童扶養手当証書等
⑤ 入園希望のお子さんが障がいを持つ場合 同居世帯に入園希望のお子さん以外の在宅障がい者（児）がいる場合	下記の手帳等のいずれか1つ（写し） 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当の証書・国民年金の障害基礎年金の証書
⑥ 市内保育従事者	保育業務に係る申立書 保育士証の写し
⑦ 保護者に長期の不在が見込まれる場合（6月以上）	単身赴任証明書、診断書等
⑧ 入園希望の子どもが未出生の場合（4月入園のみ）	母子健康手帳の表紙（保護者の氏名の記載があるもの）と分娩（出産）予定日が記載されているページ（写し）
⑨ 逗子へ転入される方	下記の転入予定が分かる書類いずれか1つ（写し） 賃貸借契約書・不動産売買契約書 ※入園希望の前月末日までの転入手続きが必須です。 ※申請方法の詳細は、P13を参照してください。
⑩ 逗子から転出される方	転出先の市区町村の保育担当課に事前に問合せください。 ※申請方法の詳細は、P13を参照してください。

（４）保育料（利用者負担額）等の算定に必要な書類

※令和7年1月1日以前から逗子市に住民登録のある方は提出不要です。

●令和8年4月～同年8月入園を希望し、令和7年1月1日現在、逗子市に住民登録がない方

*令和7年度市区町村民税課税（非課税）証明書

●令和8年9月～令和9年3月入園を希望し、令和8年1月1日現在、逗子市に住民登録がない方

*令和8年度市区町村民税課税（非課税）証明書

※「課税（非課税）証明書」は、転入前の市区町村の課税担当課に発行を依頼してください。

※期日までの提出がなければ、保育料は最高額で決定することがあります（父・母の分が必要です）。

※0～2歳児クラスは保育料の算定、3歳児クラス以上は副食費徴収免除の判定に提出書類を使用します。

※海外で収入がある方は、海外収入と社会保険料等を証明する書類（W2等）をご提出ください。

■市外にお住まいの方の申込み方法

住民登録のある市区町村の保育担当課を通じての申込みとなります。

逗子市への申込み期限を担当者に伝え、お住まいの保育担当課への提出期限を事前に確認してください。

※申込書が申込期限を過ぎて逗子市に到着した場合、いかなる理由があっても申請は受け付けません。

※一部の市区町村では取り扱いが異なりますので、必ずお住まいの保育担当課へ確認してください。

注意事項

- 申込書一式は、転入前の市区町村に確認のうえ、逗子市の書式で申込んでください。
- 市外の書式で申込まれた場合、転入後、早急に逗子市保育課の窓口で、再度、逗子市の様式で申し込んでください。
- 転入の予定を証明する書類として、「賃貸借契約書」（写し）または「不動産売買契約書」（写し）を提出してください。提出がない場合は、転入予定がないものとし、選考の際に減点対象となります。
- 逗子市の実家等に転入する場合、居住先の方の申立書の提出が必要です。所定の様式はありませんので、「転入（予定）日」、「転入先住所」、「転入先の方の証明者氏名（自署又は押印）」、「申立日」の記入があるものをご自分で作成してください。
- 逗子市への転入後も、提出のあった「就労証明書」のとおり就労されるものとして選考を行います。入園決定後に別の就労先で勤務する等、「就労証明書」と就労の状況が異なることが判明した場合、入園の内定は取り消しとなります。転入後に新たな就労先に勤務予定の方は、転入後の勤務先の「就労証明書」を提出してください。
- 保育所に内定した場合、入園月の前月末までに逗子市への転入手続が必須です。転入手続きが行われていないことが判明した場合は、入園の内定は取り消しとなります。
- 転入予定のない方は、4月入園の1次申請に申込みません（1次申請受付期間中に提出があった場合でも、2次申請からの選考対象となります）。

■市外の保育所への申込み方法

逗子市に住民登録されている場合は、逗子市保育課へ申し込みをしてください。

申込先市区町村の保育担当課へ、申し込み期限を事前に確認のうえ、期限の1週間前までに逗子市保育課へ書類を提出してください。

注意事項

- 申し込みに必要な書類は、事前に申込先市区町村へご自分で確認してください。
- 申込先市区町村の条件を満たさない場合は、審査の対象外となる可能性があります。
- 市内と市外の保育所への申込みを同時に行う場合、「希望園順位表（市外含む）」を提出してください。
- 市外の保育所への申込みをされている方が、逗子市から転出した場合、市外への申込みは取り下げ扱いとなります。転出後も保育所等の入園を希望する場合、転出先の保育担当課で手続きをしてください。

◆申込み前の注意事項

保育園の見学	・お子さんが1日の大半を過ごす施設なので、<u>申込前に入園希望の園にお子さんを連れて見学しましょう</u>。各施設に連絡のうえ見学日時を相談してください。 ・家から通うルートでお子さんと見学に向かい、本当に通えるかどうか、シミュレーションをしたうえで希望園を決定してください。 ・<u>内定辞退は、次の申請時の減点対象</u>ですので、慎重に希望園を決めてください。 ・申込時に未見学であっても、申込後に必ず見学をしてください。
育児休業中の方	・入園が決まった場合、<u>入園した月の月末までに復職</u>ができれば、<u>退園</u>です。 ・育児休業の承認を受けた勤務先の「就労証明書」のとおりに入職できない場合は、<u>退園となります</u>（就労日数、就労時間等、勤務条件の変更は不可）。 ・育児短時間勤務となる場合は、注意事項を必ず確認してください。（P20、P31のQ45参照） ・復職後は<u>速やかに「復職証明書」を提出してください</u>（復職日から2週間以内）。
求職活動中の方	・求職活動中で入園した場合、<u>入園から3か月以内に働き始めなければ、退園となります</u>（P6記載の就労の認定の基準を満たしたものに限る）。 ・就労先の「就労証明書」を、<u>入園の翌々月の10日まで提出</u>できなければ、<u>退園となります</u>（例：4月1日入園の場合、6月10日が提出期限）。 ・求職活動を行い入園から1か月が経過しても就労できない場合は翌月の5日までに「求職活動報告書」の提出が必要となります。さらに1か月後まで決まらない場合も同様の取扱です（審査の結果、求職の実態がない場合は<u>退園</u>です）。 ・就労と求職活動を繰り返すこと（就労先が決まったものの、継続して勤務ができずに退職する）は認められず、<u>退園となります</u>。 ・「求職活動要件」から「就労要件」以外への切り替えはできません。
出産の要件で申し込む場合	・出産要件での入園の場合、<u>出産（予定）日を基準として、産前産後8週の属する月のみの在園</u>となり、産後8週の日の属する月の末日で<u>退園</u>となります。 ・<u>出産要件は就労要件以外の要件に切り替えることはできません</u>。 ・<u>産後休暇期間後に「求職活動要件」・「就学要件」への切り替えや、育児休業を取得しながらの在園はできません</u>。 ・産後休暇期間後、切れ目なく復職し就労する場合は保育園を継続して利用できます。ただし、下の子の預かり先が見つからない、母体の回復が思わしくないなど、いかなる理由でも復職できない場合は<u>退園</u>となります。 （例）6月17日出産予定の場合、4月1日に入園し8月31日をもって<u>退園</u>。 ※多胎児（双子や三つ子など）出産の場合、産前14週間前の属する月の初日から、産後8週間後の属する月の末日までが在園できる期間となります。
転園の申込みの方	・転園の内定を辞退した場合、いかなる理由があっても、<u>元の園には戻れません</u>。 ・<u>入園していた園には既に別のお子さんが内定しているため、元の園は退園</u>です。 ・転園の希望がなくなった場合は、早急に「保育所等利用申込み取り下げ届」を提出してください。

◆保育所等利用調整（入園の調整）

- ① 保育所利用調整とは、申請者の保育の必要性を点数化し、入園施設を調整するものです。
- ② 保育の必要性を証明する書類に基づいて、「基本点数」、「調整点数」を算定し、合算した「利用調整点数」により、点数が高い方から利用調整を行います（「基本点数」は保護者それぞれの状況を点数化）。
- ③ 「利用調整点数」が並んだ場合は、各家庭の状況（ひとり親家庭、生活保護世帯、福祉的配慮の必要性、経済的状況、多子世帯、祖父母の居住地等）を考慮して総合的に判断します。

（例）

【保育を必要とする要件】

父 居宅外労働 週5日、1日7時間、週35時間・・・基本点数 50
母 居宅外労働 週4日、1日6.5時間、週26時間・・・基本点数 40

【調整項目】

母が育休を取得しており、入園月に就労証明書とおりの条件で復職・・・調整点数 10
兄が在園している保育所への入園希望・・・調整点数 10

基本点数 90 + 調整点数 20 = 『利用調整点数 110』

※「基本点数」、「調整点数」は、根拠資料の提出があった場合のみ調整に反映します。

※ 点数が高い場合でも、入園希望園の受け入れ可能枠に空きがなければ入園できません。

※ 入園調整方法は、毎年見直しを行いますので、来年度のルールは検討のうえで変更することがあります。

◇【就労について】

- 「基本点数」A～Cは「就労証明書」、「就労状況申告書」の就労時間から点数を判断します。就労証明書等に記載された契約時間と就労実績時間を比較して、実績時間が契約時間を下回る場合、実績時間で点数化することもあります。なお、就労時間に見合った収入が必要となりますので、「時給が神奈川県 lowest賃金を下回るもの」、「無償のボランティア」、「対価の支払いがないもの」等は『就労』とみなすことはできません。
- 記載に虚偽があったことが判明した場合、内定は取り消し、または退園となります。

◇【入園希望月が次のお子さんの出産予定日と近い場合】

- 「就労証明書」、「就労状況申告書」の提出があった場合でも、入園希望月が次のお子さんの出産予定日と近く、産前産後期間にかかる場合は、母の「基本点数」は、「就労要件」ではなく「出産要件」の35点として調整を行います。入園が決まった場合、出産（予定）日を基準として、産前産後8週の属する月のみの入園となり、産後8週の属する月の末日で退園となります（P14参照）。

（例）4月入園を希望しているが、5月17日出産予定の場合は、4月1日が産前期間にかかるため、母がフルタイムで復職予定でも、母の基本点数は「出産要件」の35点での調整となり、7月末で退園です。

■利用調整基準表…『基本点数』（保護者一人につき、下記のいずれか一つのみ該当）

※この利用調整基準表は、令和7年4月1日以降の入所に係るものから適用します。

要 件 類 型				保 護 者 の 常 態	点 数	
					父	母
A	居宅外労働	主に通勤を伴う ①被雇用者（雇用形態を問わない） ②自営業者		1 週 35 時間以上	50	50
				1 週 30 時間以上	45	45
				1 週 25 時間以上	40	40
				1 週 16 時間以上	35	35
B	居宅内労働	主に居宅を職場とする ①被雇用者（同上） ②自営業者（就労時間の規定がある場合のみ）		1 週 35 時間以上	45	45
				1 週 30 時間以上	40	40
				1 週 25 時間以上	35	35
				1 週 16 時間以上	30	30
		内職	1 週 16 時間以上	20	20	
C	内定	就労内定（居宅内での就労内定は 5 点減点）		1 週 35 時間以上	35	35
				1 週 30 時間以上	30	30
				1 週 25 時間以上	25	25
				1 週 16 時間以上	20	20
D	求職中		入所後週 16 時間以上の求職活動、開業準備をする場合	10	10	
E	出産		出産のため保育にあたれない場合		35	
F	保護者の 疾病、 障がい	入院・自宅療養		入院（1 月以上）、常時臥床	50	50
		通院		通院・加療で常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合	30	30
				通院・加療で保育が必要な場合	10	10
		心身障がい	重度	身体障害者手帳（1・2 級）、療育手帳（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳（1・2 級）の交付を受けていて、保育が常時必要な場合	50	50
			中度	身体障害者手帳（3・4 級）、療育手帳（B1・B2）、精神障害者保健福祉手帳（3 級）の交付を受けていて、保育が必要な場合	45	45
G	介護・看護	入院		介護又は看護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35～50	35～50
		自宅		介護又は看護に要する時間を基に、居宅内労働の基準を準用	30～45	30～45
H	就学		就職に必要な技能習得のために月に 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学等に通っている場合	20	20	
I	災害復旧		災害の復旧に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35～50	35～50	

『調整点数』

分 類			家 庭 の 状 況	点 数
ア	就労状況	1	産休・育休明けの復職	10
		2	法定の育休期間中に育休を取らずに既に復職している場合（0,1 歳児クラスまで）	10
		3	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、1日6時間以上かつ月 20 日以上保育業務に従事（内定）している場合	20
		4	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、月 64 時間以上保育業務に従事（内定）している場合	10
		5	親族が経営する事業所で就労している場合	△10
イ	世帯状況	6	ひとり親家庭	90
		7	生活保護世帯	10
		8	保護者のどちらかが長期入院や単身赴任等で昼夜問わずに不在が6月以上見込まれる場合	1
		9	65 歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）と同居している場合	△20
		10	市外居住者（転入が確定している者、市内認可保育施設等に就労（内定）している者を除く）	△100
ウ	きょうだいの状況	11	既に同じ保育施設又は徒歩経路でおおむね 300m 圏内に所在する同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）にきょうだいが入所している場合	10
		12	きょうだい同時に同一の保育施設に申し込む場合	11
		13	きょうだい別園に在園していて、どちらか一方の保育施設にそろえるための転園	30
		14	多胎児（双子や三つ子など）が同一の保育施設に同時に申し込む場合	1
		15	同居の小学校第3学年までの児童が3人以上の世帯（申し込み児童含む）	1
エ	施設の利用状況	16	小規模保育施設・家庭的保育施設の卒園児	20
		17	市内認可保育施設を希望したが入所できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上かつ週 16 時間以上利用している場合（市外在住者を除く）	1
		18	転入者が市内認可保育施設を希望したが入所できず、かつ、転入した後に転入前の保育施設等に引き続き入所している場合	5
		19	育児休業に伴う入園継続制度を利用可能な児童が、当該制度を利用せずに、産後休暇期間終了日が属する月の月末までに退園し、復職のためにきょうだい同時に同じ認可保育施設の利用を希望した場合	30
オ	その他	20	子どもが障がいの有する場合（集団保育が可能な場合に限る）	5
		21	在園、卒園児にかかわらず3か月以上の保育料・副食費の滞納がある場合	△50
		22	内定を辞退したことがある（本来入所すべき日が属する年度及びその翌年度が対象）	△10

＊ 児童虐待の恐れがあるなど、児童相談所等により児童福祉の観点から明らかに保育の必要性が認められる場合は、個別判断とする。

※上記の調整項目の適用を希望する場合は、別紙、「保育施設入所申込みチェックシート（重要事項確認票）兼提出物確認チェック票」を参考に、根拠書類等を提出してください。

※【その他 22】内定辞退の減点は、令和 7 年 4 月入園調整以降の内定辞退が対象です（以前の辞退は対象外）。

■調整点数～補足事項～

★就労状況による調整点数

1【産休・育休明けの復職】について

→育児休業の承認を受けた勤務先の「就労証明書」のとおり、これから復職する場合、審査のうえで、適用対象となります。

2【法定の育休期間中に育休を取らずに既に復職している場合】について

→子どもが1歳の誕生日を迎える前に復職した場合、0歳、1歳クラスの入園申請をしている期間のみ適用対象となります。

3、4【保育業務従事者等への加算】について

→保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で保育業務に従事し「保育業務に係る申立書」及び「保育士証の写し」を提出した場合、勤務時間、日数の状況等を審査のうえで、適用対象となります（有資格者に限る）。

5【親族が経営する事業所で就労している場合】について

→「就労証明書」を審査し、保護者の1親等以内の親族が経営する会社等に勤務している場合、適用対象となります。

★世帯状況による調整点数

6【ひとり親家庭】について

→P12記載の根拠資料（離婚、離婚調停中、未婚等の事実が確認できる）の提出があった場合、審査のうえで、適用対象となります（離婚予定、元配偶者と同居、事実婚状態等の場合は対象外）。

8【保護者のどちらかが長期入院や単身赴任等で昼夜問わずに不在が6月以上見込まれる場合】について

→P12記載の根拠資料（会社記載の「単身赴任証明書」）等の提出があった場合、審査のうえで、適用対象となります。

9【65歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）と同居している場合】について

→65歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）との同居の実態がある場合、適用対象となります。

※該当する同居者がいた場合でも、P12のとおり「就労証明書」等を提出し、同居者それぞれに保育にあたれない要件がある場合は、適用対象外です。

10【市外居住者（転入が確定している者、市内認可保育施設等に就労（内定）している者を除く）】について

→P12のとおり、入園希望月の前月末までに転入を予定していることがわかる資料等（「賃貸借契約書」・「不動産売買契約書」）の写しの提出があった場合は、適用対象外です。

★きょうだいの状況による調整点数

11【既に同じ保育施設又は徒歩経路でおおむね300m圏内に所在する同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）にきょうだいが入所している場合】について

→入園を希望する期間の開始日に、既に希望園等にきょうだいが在園している場合、その園の利用調整時のみ適用対象となります（兄が既にA園又はA園から徒歩経路でおおむね300m圏内に所在するA園と同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）に在園していて、妹がA園、B園、C園3施設を希望した場合、A園の利用調整点数のみ10点の加算となります。また、妹が令和8年4月からA園の入園を希望した際、兄が令和8年3月末でA園又はA園から徒歩経路でおおむね300m圏内に所在するA園と同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）を卒園する場合は加算の対象外です）。

12【きょうだい同時に同一の保育施設に申し込む場合】について

→入園の申請をする際、きょうだいが同時に同じ園を希望した場合、きょうだいそれぞれの利用調整点数に適用されます（兄がA園、B園、C園を希望し、妹がA園、B園を希望した場合、兄のC園の利用調整点数には加算がありません）。

13【きょうだいが別園に在園していて、どちらか一方の保育施設にそろえるための転園】について

→前年度以前に、きょうだい同時に同じ施設を希望したものの、利用調整の結果、やむを得ず別園となった場合、4月にどちらか一方の園にそろえるための申請に限って、適用対象となります（転園の申請は4月のみです）。

14【多胎児（双子や三つ子など）が同一の保育施設に同時に申し込む場合について】

→入園の申請をする際、多胎児が同時に同じ園を希望した場合、多胎児それぞれの利用調整点数に適用されます。

※本項目は調整項目12と重複して加算の対象となります。

15【同居の小学校第3学年までの児童が3人以上の世帯（申し込み児童含む）】について

→入園の申請をする際、申請書に同居の児童の記載があった場合のみ、審査のうえで、適用対象となります。

※入園を希望する年度の4月1日時点に在籍している学年を基準とします。

★施設の利用状況による調整点数

16【小規模保育施設・家庭的保育施設の卒園児】について

→逗子市内外問わず小規模保育施設・家庭的保育施設を卒園した児童が適用対象となります。ただし、卒園後の連携施設の設定がある場合は適用対象外です。※「かぐのみ保育園」は、「かぐのみ幼稚園」を卒園後の連携施設に設定していますので、適用対象外となります。

17【市内認可保育施設を希望したが入所できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上利用している場合（市外在住者を除く）】について

→逗子市内の認可保育施設等の申請をしたものの、不承諾となり、やむを得ず市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上利用している場合、入園希望月の直近3か月以上の利用実績を記載した「施設の利用証明書」を提出した際は、審査のうえで、適用対象となります。

18【転入者が市内認可保育施設を希望したが入所できず、かつ、転入前の保育施設等に引き続き入所している場合】について

→転入時、逗子市内の認可保育施設等の申請をしたものの、不承諾となり、やむを得ず引き続き転入前の認可保育施設等に入所している場合のみ適用対象となります。なお、転入前の認可保育施設等を、市が定める就労・疾病要件等で、週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上していない場合は適用対象外です。

※認可外保育施設利用者は、調整項目17が対象となります。

19【育児休業に伴う入園継続制度を利用可能な児童が、当該制度を利用せずに、産後8週の日の属する月の末日までに退園し、復職のためにきょうだい同時に同じ認可保育施設の利用を希望した場合】について

→P21の育児中の在園継続制度を上の子が利用せず退園した場合、次回のきょうだいの逗子市の保育園の入園申請（育休復帰のための申請）の際に、きょうだいそれぞれに調整加算を設けます（入園枠を保障するものではありません）。

★その他の調整点数

22【内定を辞退したことがある（本来入所すべき日が属する年度及びその翌年度が対象）】について

→入園内定後に辞退した場合、次回の入園申請の際、辞退した年度およびその次年度末まで利用調整の際に減点対象となります（本人とそのきょうだいが対象）。保育園に預ける必要がなくなり、内定前に「申込み取下届」を提出した場合は、減点対象とはなりません。

◆内定後の注意事項

ならし保育	・入園後しばらくは、短い時間で預かりとなります（転園時も同様）。 ・園の環境に慣れるため、1時間だけ、午前中までと、子どもの様子に合わせて預かり時間を徐々に伸ばし、通常の保育時間に近づけていきますので、職場と復職日の調整をしてください（終了まで2～4週間程度と個人差があります）。 ・子どもが新しい環境に早く慣れるためにも、園の内定が決まりましたら、事前にご家庭で準備してください。 ・子どもにとって、慣れない環境は非常にストレスとなりますので、帰宅後はゆっくり休ませてあげてください。
保育園に預けられる日・時間	・両親の就労等により日中の保育ができないときに預けることができます。 ・両親どちらかが有給休暇等で就労しない日は預けられません。 ・預けられる時間は、【通勤時間+就労時間のみ】ですので、就労が終わり次第、お迎えにきてください。お買い物・保護者の病院の受診等の私的な用事はお迎え後にしてください。 ・風邪等の症状があるとき、体調が悪いときは預けられません。
長期間のお休み	・休園制度はありませんので、お休みが3か月を超える場合は退園です。 ・里帰り出産等でお休みする場合、その間も保育料は発生します。 ・長期間のお休み（1か月を超える）を予定している場合は、事前に保育課に連絡してください。
現況届	・在園者全員を対象に保護者の保育の必要性が、入園申請時と変わらず維持されているか確認するため、「就労証明書」等の提出を求めています。 ・審査の結果、保育の必要性が維持されていることが確認できた場合、次年度も継続して在園することが可能です（卒園予定児も審査対象）。 ・毎年8月頃の実施を予定していますが、特に直近の4月に入園した方は、申請時の状況と異なること（復職後の職場を転職している、勤務時間、日数が減っている等）が判明した場合は退園となります。
就学で入園の方	・就学期間終了後、直ちに就労できるよう在学中に求職活動を行ってください。 ・「就学要件」は「就労要件」以外への切り替えはできません。 ・入園時に定めた就学期間の変更はできません（同じカリキュラムを何度も受講する、予定にない進学、留年等は不可）。 ・職業訓練校等へ通学する場合、学んだ内容に沿った就職先で就労してください。（例）職業訓練校でネイリスト養成講座を受講→卒業後はネイルサロンで就労 ・趣味の講座、カルチャースクールは『就学要件』とは認定できません。
市民税が未申告の方	<u>毎年、必ず期限内に申告を済ませてください。</u> ・未申告の場合、市民税の所得割課税額の決定までの間、保育料は最高額での決定となります（副食費徴収免除の対象の判定外です）。
入園後の「保育を必要とする要件」の証明（4月のみ）	・4月の入園月に、入園申請時（前年11月）と保護者の「保育を必要とする要件」に変更がないかの確認のため、在職証明書等、根拠書類の提出を求めます。 ・申請時の就労先を退職している等、利用調整点数が変わるような事実が判明した場合、変更後の点数による調整となり、内定は取り消しとなります。

◆内定が取り消しとなるケース

入園の調整を行うにあたって、申込時に提出のあった書類の状況を、入園後も維持されるとみなし、保育の必要性を点数化します。しかしながら、入園後に実際の状況（就労先、就労時間、就労日数等）が変わってしまうと、正しく点数化ができず、公平な調整ができません。本来入園できなかったはずの方が入園し、入園できたはずの方が入園できないといった不公平な状況を避けるためにも、『申請書類は、入園後の状況が記載されたものを提出』し、『入園後は申請書類の内容（就労状況等）を必ず守って』ください。以下は、実際に内定が取り消しとなる一例です。

（例）現在育休中で入園後は、「就労契約が週5日、1日7時間（休憩時間を除く）」で「月20日以上、140時間以上」の条件で復職すると記載のある「就労証明書」を提出した方
【内定取消となる場合】

- ① 契約を週5日、1日6.5時間（休憩時間を除く）へと変更して、入園月に復職する。
- ② 育休の承認を受けた就労先へ復職せずに転職したため、復職証明書が出せない。
- ③ 派遣のため、入園後に派遣先を探したが、「週5日、1日7時間（休憩時間を除く）」未満の仕事しか見つからない（派遣元に紹介してもらえない）。
- ④ 復職後、部署異動等により、契約時間の変更や退職をする。
- ⑤ 勤務場所が変更となり、子どもの送迎が間に合わないため、「週5日、1日6.5時間（休憩時間を除く）」へ契約変更する。
- ⑥ 復職後、残業が多いため仕事が続けられず就労時間を減らして転職する。

上記①～⑥については、あらかじめ想定できるため、いかなる理由があろうとも『内定取消』（入園後に判明した場合は、その月の月末で退園）となります。

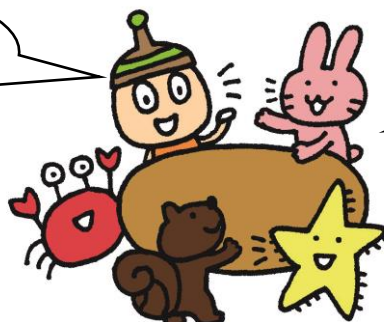
【上記に該当しない場合】

雇用契約を「週5日、1日7時間（休憩時間を除く）」から変更することなく、育児・介護休業法に基づく会社の制度の範囲で育児短時間勤務（勤務日数を減らさず、本契約から2時間以内の短縮）で復職する場合（「就労証明書等に勤務時間の記載が必須」）

※短時間勤務等の注意事項はP31のよくある質問 No.45を確認してください。

※その他、内定が取り消しとなる例などは、P22以降の「Q&A集」を確認してください。

保育園に内定したんだね！
おめでとう！！



しっかりルールを守って
保育園に通おうね！

◆育児休業を取得し、在園児が継続利用を希望する

保育施設は、保護者の就労、疾病、その他の要件により、保育を必要とする子どもを預かって、代わりに保育を行う児童福祉施設です。

育児休業中は、保護者が育児のために仕事を休み、家庭で過ごしているため、保育を必要とする要件が「就労」ではなくなります。したがって、保育の必要性の喪失により、在園児は退園となり、本来であれば『就労』等の要件で、現在も真に保育を必要としている待機児童のための新たな受入れ枠となります。しかしながら、長い時間を過ごした保育園を離れることが、保育環境の急激な変化につながり、子どもに好ましくない影響を及ぼす場合に限り、育児休業中の在園を認めています。継続利用には以下の手続きが必要です。

育児休業中の在園児の継続利用について	
提出書類	①母子健康手帳の表紙（保護者の氏名の記載があるもの）と分娩（出産）予定日が記載されているページ（写し） ②育児休業中の保育の実施にかかる申立書兼誓約書 ③就労証明書（※育児休業期間が記載されているもの）
手続きの流れ	<u>妊娠が分かった → 妊娠が分かり次第、早急に①を保育課へ提出</u> <u>下の子が生まれた → 出産日から1か月以内に、②・③を保育課へ提出</u>
継続して入園ができる期間	<u>下の子（育児休業の対象児童）が1歳になる日の月末まで。</u> ※ただし、下の子の認可保育所等の入園を申請し、やむを得ず待機となっていて、会社と調整し、育児休業を延長する場合は、下の子が1歳6か月になる日の月末まで。（1歳6か月後も待機となった場合は、2歳になる日の月末で必ず退園となります）。 ※両親そろって育児休業を取得できる期間は最長3か月となります。
注意事項	①育休期間取得日の翌月から、 <u>上の子の保育認定は、保育短時間となります。</u> ②下の子が1歳になる月に、認可保育所等の入園申請をしない場合は <u>退園です</u> （入園の可否は問いません）。 ③下の子がやむを得ず待機となり、育休期間が年度をまたぐ場合、別途新年度の申込みも必要です。 （例）下の子が令和7年2月7日生まれで、上の子が育休中に在園継続を希望する。 →令和8年2月1日入園及び令和8年4月1日園の申込みが必須。 ④下の子の内定を辞退した場合は <u>退園です</u> 。

※令和4年度から、上記の継続利用制度を使わずに上の子が退園した場合、次回のきょうだいの逗子市の保育園の入園申請（育休復帰のための申請）の際に、30点の調整加点を設けました（入園枠を保障するものではありません）。

◆Q & A集（よくある質問）

【申込み前のこと】

Q 1	申込みはいつまでにすればいいですか	(参考) P 9～P 10
A 1	P 9～P 10 を参考に、入園したい月の締切日までに申し込んでください。 ※申込期限を1日でも過ぎた場合は、いかなる理由でも翌月からが利用調整の対象となりますので、余裕をもって申込みをしてください。	

Q 2	保育園に入れますか	
A 2	一番気になるとは思いますが、ほかの方の申込み状況、希望園の空き状況、保育の必要性の状況など複数のことが影響するため、明確なお答えはできません。	

Q 3	どんな方法で入園者が決まりますか。抽選や先着順ですか	(参考) P 15～P 17
A 3	抽選や先着順ではありません。「就労証明書」等により各家庭の状況を点数化し、点数の高い方から利用調整を行います。また、点数が高い場合でも、希望園の受け入れ可能枠に空きがなければ入園できません。	

Q 4	園の見学は必須ですか	(参考) P 14
A 4	「逗子幼稚園」、「ごかんのいえ」、「かぐのみ保育園」は事前の見学が必須です。 他の園についても、入園申込時に未見学であっても、申込後に必ず見学をしてください。	

Q 5	見学をしていない園に申込みはできますか	
A 5	可能ですが、子どもが1日の大半を過ごす施設ですので、事前にお子さんと一緒に見学をお勧めしています。入園申込時に未見学であっても、申込後に必ず見学をしてください。 また、内定辞退は、次の申請時の減点対象となります。慎重に希望園を決定してください。	

Q 6	4月以降でも入園はできますか	(参考) P10
A 6	入園することはできます。5月以降は毎月1日からの入園が可能です（月途中の入園はできません）。しかし、4月の調整で、ほぼ全ての入園枠が埋まるため、4月以降は入園枠が極端に少なくなり、入園可能枠がゼロの月もあります。	

Q 7	入園希望の園の空き状況が知りたいです	
A 7	窓口及び保育課のホームページ上で、毎月1日前後に翌月の入園可能人数を公開します。 ※4月入園については、2次利用調整分のみ1月下旬頃に公開予定です。	

Q 8	公立と民間の保育園の違いはありますか	
A 8	公立保育園の運営は逗子市、民間保育園の運営は、社会福祉法人、有限会社、NPO法人、学校法人など様々です。保育料の算定方法、入園の申請方法などは同じです。「公立か民間か」という基準ではなく、各園をお子さんと一緒に見学し、保育方針、園の雰囲気などを踏まえ、希望園を決定してください。	

Q 9	保育園で子どもに集団生活を経験させたい・お友達を作らせたいという理由で入園の申込みはできますか	
A 9	申込みすることはできません。保護者のいずれもが就労等により子どもの保育をすることができないと認められた場合のみ、入園の申込みができます。保育を必要とする要件、認定の基準等はP6で確認してください。	

Q10	育児休業取得中ですが、入園の申込みはできますか	(参考) P20
A10	申込みができます。ただし、入園が決まった場合、入園した月の月末までに、育児休業の承認を受けた勤務先の「就労証明書」のとおり復職できなければ退園となります。	

Q11	現在、保育園に在園していますが別の園に転園できますか	(参考) P14、P19
A11	転園の申請は4月のみとなります。転園の内定を辞退した場合、いかなる理由があっても、元の園には戻れません（在園していた園には既に別のお子さんが内定しています）。また、転園が決まった場合は、転園先の園で改めて慣らし保育が必要です。	

Q12	現在、育児休業で在園していますが、別の園に転園できますか	
A12	育児休業中で在園の継続を希望する場合は、子どもの保育環境の変化を避けるためという理由での在園継続となります。そのため、育児休業中は転園できません。なお、育児休業の承認を受けた勤務先に、「就労証明書」のとおり4月中に復職する場合に限り、4月のみ申込みができます。ただし、就労日数、就労時間等、勤務条件の変更はできません（A11も併せて確認してください）。	

Q13	保育園に入園できたら仕事を探す予定ですが、申込みできますか	(参考) P6、P14
A13	求職活動の要件で申込みできます。市が定める条件で3か月以内に月64時間以上（1日4時間を超えて、週16時間以上）で働き始めなければ、退園となります。また、求職活動の状況を毎月報告し、審査の結果、その実態が確認できない場合も退園となります。	

Q14	入園後に転職を考えていますが、問題ありませんか	(参考) P20
A14	事前に相談してください。入園後に転職が判明するなど、申請時と内定後の状況に変更があったことが分かり、入園調整の公平性が保てないと判断される場合、内定は取り消しとなります。入園後にあらかじめ転職を予定している場合は、転職先の「就労証明書」を提出してください（転職後の状況を点数化し利用調整を行います）。	

Q15	現在、育児休業取得中で、入園後の復職時に転職を考えています	(参考) P14、P20
A15	A14と同様です。また、調整点数1「産休・育休明けの復職」は、育児休業取得前の職場に復職することを要件としていますので、適用されません。	

Q16	市外からの転入を考えていますが、転入後に転職を考えています	(参考) P13
A16	A14と同様です。転入後に転職の予定がある場合は、転職先の「就労証明書」を提出してください。入園後に転職の事実が判明した場合は、退園となります。	

Q17	保育料はどのくらいかかりますか	(参考) P43
A17	保育料は入園決定後に算定を行いお知らせします。原則、保護者の市民税所得割の合計額で決定しますので、P39からの「保育料の算定方法について」、「令和8年度保育料表」等を参考に確認してください。また、3歳児クラス以上の保育料は無償化となっています。	

Q18	保育料の支払いはいつですか	
A18	毎月月末の支払いです（月末が休日の時は翌営業日）。また、認可保育所以外に入園した場合、保育料の支払い先が各園になりますので、支払時期・方法等は、各園に確認してください。	

Q19	仕事がお休みの日も保育園には預けられますか	(参考) P2、P19
A19	預けられません。保護者いずれもが就労等により日中の保育ができないときのみ預けることができます（両親どちらかが有給休暇等で就労しない日等は利用不可）。	

Q20	保育園にはどのくらいの時間預けることができますか	(参考) P19
A20	保護者が保育にあたれない時間のみです（入園後に各園と調整してください）。就労要件の場合は、【通勤時間+就労時間のみ】ですので、就労が終わり次第、お迎えにきてください。なお、お買い物・保護者の病院の受診等の私的な用事はお迎え後にしてください。	

Q21	現在、下の子を妊娠していますが、出産の前後に上の子を保育園に預けることはできますか	(参考) P14、P16
A21	可能です。出産要件で入園の場合、出産（予定）日を基準として、産前産後8週の属する月のみの入園となり、産後8週間後の属する月の末日で退園となります。	

Q22	土曜日も預けることはできますか	(参考) P2、P19
A22	保護者いずれもが就労等により日中の保育ができない場合は預けることができます。なお、園によっては土曜日は閉園している場合もありますので、P3～P5「保育所等一覧」を確認のうえ、希望園を決定してください。	

Q23	何歳児クラスの申し込みになりますか	(参考) P8
A23	申し込みをしたい年度の4月1日の年齢でクラスが決まります。 【例】令和6年8月17日生まれの子どもが、令和8年度中入園を希望する場合、1歳児クラスの申込みとなります（お誕生日が来てもクラスは変わりません）。	

Q24	保育園は何時から開園していますか	(参考) P38
A24	開園、閉園時間は各園で異なりますので、P38「各保育園の開園時間等」を確認のうえ、希望園を決定してください。	

Q25	車での送迎は可能ですか	
A25	園併設の駐車場、周辺の民間駐車場の状況等は各園で異なりますので、見学の際に事前に確認してください。また、可能であっても近隣の方への配慮を忘れないでください。	

【申込み書類について】

Q26	申込みに必要な書類が分かりません	(参考) P11～P12
A26	各家庭の状況により必要な書類は異なりますので、P11～P12を参考に確認してください。 下記の(1)～(3)は提出が必須です。 (1)「教育・保育支給認定申請書兼保育所等利用申込書」一式 (2) 保育施設入所申込みチェックシート(重要事項確認票)兼提出物確認チェック票 (3) 保育を必要する要件を証明する書類(保護者それぞれの就労証明書等) ※(1)(2)はオンライン申請の場合は不要です。	

Q27	入園を希望できる保育園はいくつまでですか	
A27	特に上限はありません。ただし、受入月齢を確認のうえ、内定が出た際に本当に行ける園のみ記入してください(内定を辞退すると、次の申請の際に減点となります)。	

Q28	入園の可能人数がゼロ(空きのない)の保育園に申込みすることができますか	
A28	申込みすることができます。申請時に空きがなくても、その後退園等により欠員が生じる可能性があります。よって、入園希望の保育園を記入してください。	

Q29	申込み後に希望園を変更することはできますか	(参考) P9～P10
A29	変更できます。「希望園変更届」を期限までに提出してください(期限はP9～P10参照)。	

Q30	申込みをしましたが事情が変わり、すぐに保育園に預ける必要がなくなりました	(参考) P17、A47
A30	「保育所等利用申込み取り下げ届」により早急に申込みを取り下げてください。取り下げ届を提出せず、保育園に内定となった後に辞退した場合は、いかなる理由があっても、次の申請の際に減点となります(A47参照)。他に保育を必要としている方がいらっしゃいます。預ける意思がなくなった際は、内定が出る前の時点で、早急な取り下げ届の提出にご協力ください。	

Q31	きょうだいで同時に申込む場合、きょうだいそれぞれの申請が必要ですか
A31	きょうだいそれぞれの分の申請書が必要となります。なお、就労証明書等の添付資料は原本の提出が1部あれば、ほかのきょうだい分は写しを使用できます（兄が写して弟が原本等）。

Q32	きょうだいで申込みますが、同じ園に入園できますか
A32	その時の調整状況によりますが、必ずしも同じ園に入園できるとは限りません。きょうだいで申込む場合は、保育所等利用申込書補助票(4)「4 きょうだいで同時申し込みの場合」の欄に、希望の条件を記入してください（同時に同園のみ入園する、別園でも同時であれば入園する、1人だけでも入園する等）。

Q33	就労証明書は父の分（母の分）だけ提出すればいいですか	（参考） P 6、P 12
A33	保護者それぞれの提出が必要です。保護者のいずれもが就労等により子どもの保育をすることができないことを証明できなければ申請できません（提出がない場合は、利用調整上は求職活動中として取り扱います）。また、同居する祖父母等（直系尊属）が65歳未満の場合は、それぞれの保育ができないことを証明する書類（就労証明書等）の提出が必要です。	

Q34	就労証明書は自分で記入すればいいのでしょうか	（参考） 就労証明書記載要領
A34	ご自分で記入しないでください（就労先事業者等に無断で作成または改変を行ったときは、 刑法上の罪に問われる場合があります ）。就労証明書の記載要領を参考に、被雇用者（会社の人事担当者等）に記入してもらってください。また、就労証明書のデータは保育課ホームページからダウンロードできます。	

Q35	就労証明書の有効期限はいつまでですか
A35	有効期限は、就労証明書の証明日から3か月です。 ※令和8年4月入園の申込みの場合、証明日が令和7年8月以降であれば有効となります。

Q36	直近で保育課に提出した就労証明書は申請に使用できますか
A36	A31、A35 のとおりです。きょうだいの現況届等で既に保育課に原本を提出している場合は、お手元の写しを提出してください。

Q37	自営業の場合も、就労証明書を提出するのでしょうか	(参考) 就労状況申告書裏面
A37	自営業の場合は、「就労状況申告書」をご自分で記入し提出してください。また、就労実態の把握のため、併せて「自営を証明する書類」、「収入を証明する書類」の添付が必要です。詳細は「就労状況申告書」の裏面を確認してください。	

Q38	他市の保育園を申込みことはできますか	(参考) P13
A38	申込先の市区町村によって異なります。申込みの可否、締切日、必要書類等については、申込みを希望する保育園がある市区町村の保育担当課へ、事前にご自分で確認してください（原則、申込先市区町村の締切日の1週間前が、逗子市保育課への提出期限です）。	

Q39	市外から逗子市内の保育園を申込みことはできますか	(参考) P13
A39	P13「市外にお住まいの方の申込み方法」を確認のうえ、住民登録のある市区町村の保育担当課を通じて、申込んでください。 ※逗子への転入後も、提出のあった「就労証明書」のとおり就労されなければ、保育園の内定は取消となります。 ※転入予定があり、保育園に内定した場合、入園月の前月末までに転入手続きを行わなければ、保育園の内定は取消となります ※転入予定のない場合、4月入園の1次申請に申込みません（1次申請受付期間中に提出があった場合でも、2次申請からの選考対象となります）。	

Q40	申込書に嘆願書を添付すれば考慮してもらえると聞きました
A40	そのようなことはありません。提出された書類をもとに利用調整基準表に沿って調整しますので、必要書類のみを不足のないよう提出してください。

Q41	保護者が外国籍です
A41	在留カードの写し（表面と裏面）を提出してください。なお、在留資格により就労に制限がある場合、就労・求職活動を理由に申請できないことがあります。

【利用調整について】

Q42	利用調整はどのように行われますか	(参考) P15
A42	期限までに提出のあった書類に基づいて、「利用調整点数」を算出し、点数が高い方から入園調整を行います。「利用調整点数」が並んだ場合は、各家庭の状況（ひとり親家庭、生活保護世帯、福祉的配慮の必要性、経済的状況、多子世帯、祖父母の居住地等）を考慮して総合的に判断します。なお、点数が高い場合でも、入園希望園の受け入れ可能枠に空きがなければ入園できません。	

Q43	点数が何点であれば入園できますか
A43	A2と同様、ほかの方の申込み状況、希望園の空き状況など複数のことが影響するため、何点あれば入園できるかはお答えできません。また、いかなる理由があっても、過去に入園できた方の点数等の情報を開示することはできません。

Q44	書類に不備や不足があった場合はどうなりますか
A44	期限まで提出のあった書類で審査を行います。提出前に「保育所等入園のしおり」、「保育施設入所申込みチェックシート（重要事項確認票）兼提出物確認チェック票」等を確認のうえ、書類の不備や不足がないようお願いします。

Q45	育児休業から復職後、しばらくの間は育児短時間勤務予定ですが、点数に影響はありますか	(参考) P20
A45	育児短時間勤務等の取得内容によっては影響があります。取得予定がある場合、職場と調整のうえ、「就労証明書」No.12 の欄に、制度利用後の勤務時間を記載してください。 以下の2点を両方とも満たす場合は、正規の勤務時間を基に利用調整を行います（どちらかでも満たさない場合は、制度利用後の短縮された勤務時間で点数化します）。 ①短縮後の勤務時間が、本契約から2時間以内の短縮であり、かつ、勤務日数は減らさない。 （例）1日8時間、週5日勤務、週40時間の契約で育児短時間勤務を以下のとおり取得 ①1日6時間、週5日勤務 → 【週40時間で算定】 ②1日5時間、週5日勤務 → 【週25時間で算定】※育休加点の10点は対象外 ③1日8時間、週4日勤務 → 【週32時間で算定】※育休加点の10点は対象外 ②保育園の利用中に育児短時間勤務等を終了した場合、正規の時間および日数で勤務する。 ※育児短時間勤務等が予定されるのにもかかわらず、正規の時間で利用調整で点数化を行うのは、正規の勤務形態に戻ることを前提としているからとなります。したがって、育児短時間勤務等を取得中に、入園から6か月以内の転職、申請時の正規の時間、日数を下回る内容での転職や契約変更、または退職の事実が判明した場合、判明した月の月末で退園となります。	

Q46	育児休業中の派遣社員ですが、復職後の就労状況が現時点で分かりません	(参考) P20
A46	利用調整上は、育児休業の承認を受けた派遣元が、「就労証明書」のとおり条件で紹介する派遣先に、入園月中に復職することを前提に点数化を行います。「就労証明書」の提出があった段階で、復職後の状況も調整ができていないものとみなしますので、以下の状況となった場合は、たとえ入園後であっても内定は取消となります。 - 派遣元に「就労証明書」とおりの条件の派遣先を提示してもらえないため、入園月中に復職ができない。 - 派遣元は変わらないが、「就労証明書」とは異なる条件（勤務時間、日数が減っている等）で派遣先に復職する。 - 派遣元の会社から転職している。 上記以外であっても、派遣元の提示する派遣先に、「就労証明書」のとおり復職ができなければ、保育園の内定は取消となります。事前に派遣元の「就労証明書」のとおり復職できないことが予想される場合は、別の会社の「就労証明書」等を提出してください。	

Q47	内定後、辞退はできますか
A47	辞退は可能ですが、入園内定後に辞退をした場合は、次回の入園申請の際、辞退した年度およびその次年度末まで利用調整の際に減点対象となります（本人とそのきょうだい対象）。事前にお子さんと一緒に見学等をしたうえで、希望園として決定するかを慎重に吟味し、本当に行ける園のみを記入してください。万一、保育園に預ける必要がなくなった場合、A30のとおり早急に申請を取り下げてください。内定前であれば次回の申請の際に減点対象とはなりません。 【例】Aさんが令和8年4月入園の内定を辞退した場合 ・Aさん本人は、令和8年5月入園申請から令和10年3月の入園申請まで10点減点 ・Aさんの弟Bさんも令和8年5月入園申請から令和10年3月の入園申請まで10点減点

Q48	以前に内定を辞退したことがあります、減点の対象となるのはいつの辞退からですか
A48	A47のとおりです。前年度4月入園申込みの内定辞退からが減点対象となります。

Q49	「既に同じ保育施設又は徒歩経路でおおむね300m圏内に所在する同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）にきょうだいが在園している場合」の加点となる徒歩経路でおおむね300m圏内に所在する同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）は具体的にどこの施設を指していますか？	（参考） P17～P18
A49	「ごかんのいえ」・「ごかんのもり」、「あにえるち保育室」「第2あにえるち保育園」・「みんなのあにえるち幼稚園」、「かぐのみ保育園」・「かぐのみ幼稚園」を指します。	

【教育・保育支給認定証】

Q50	勤務時間を増やしたので、保育短時間保育から保育標準時間保育へ変更できますか	（参考） P7
A50	変更を希望する月の前月10日までに、「就労証明書」を提出してください。勤務の状況によっては、希望されても保育標準時間に変更できない場合があります（保育標準時間の認定には、最低月120時間以上の就労が必要です）。	

Q51	教育・保育支給認定証が届きましたが、どこかに提出の必要がありますか
A51	基本的に手続き等で提出することはありませんが、認定を受けている証明となりますので、卒園前までお手元で保管してください。

Q52	認定証の期限が卒園前で切れています	(参考) P 6
A52	保護者の要件が、求職活動や出産の場合、認定の期限を設けています（入園から3か月、産前産後8週間等）。また、2歳クラス在園中で誕生日を境に認定が切れている方については、保育課において、3号認定から2号認定への自動切替の処理を行います（保護者の手続きは不要）。なお、切替後の認定証の送付を希望する場合は、保育課にお問合せください。	

【入園後のこと】

Q53	就労状況、家庭の状況が変わります
A53	保育課へ早急にご連絡ください。

Q54	引っ越しをするので保育園を退園します
A54	「保育実施解除(変更)届出書」の提出が必要です。退園予定の1か月前までに保育課へご連絡ください。また、通っている園にも同様にご連絡ください。

Q55	入園後、育児短時間勤務を取得した場合、退園となりますか	(参考) A45
A55	A45のとおりです。本契約を変更せず、正規の時間および日数での勤務に戻ることを前提とした、育児・介護休業法に基づく育児短時間勤務を取得する場合については、退園とはなりません。取得する場合は、職場と調整のうえ、「就労証明書」No.12 欄に、制度利用後の勤務時間を記載してください。	

Q56	4月に就労要件（週 35 時間、月 140 時間の条件で育児休業から復職）で入園しましたが、週 16 時間、月 64 時間の勤務条件で転職したいです。また、勤務先を見つけるまで求職活動期間は認められますか。	（参考） P20
A56	認められません。保育園の利用調整は、申込時に提出のあった書類の状況を、入園後も維持されるとみなし、保育の必要性を点数化しますので、『入園後は必ず申請書類の内容（就労状況等）を堅持』してください。また、やむを得ず転職する場合でも、入園後半年は復職先に「就労証明書」どおりに就労し、就労状況が同等以上（就労時間、就労日数等）の転職先に、前職の退職日から切れ目なく就労し始めてください（退職前に保育課への事前連絡は必須です）。なお、就労要件から求職活動への要件変更はできませんので、有休等を使って転職活動をしてください。上記事項が守られていないことが判明した場合、判明した月の月末で退園となります。	

Q57	転職する際は、切れ目なく、就労状況が同等以上の転職先への勤務が必要と言われましたが具体例を教えてください	
A57	【転職が認められる具体例】 前職：週5日 休憩時間を除き 1日7時間の契約 (11月30日付け退職)  転職先：週5日 休憩時間を除き 1日7時間以上の契約 (12月1日就労開始)	

Q58	入園が決まり復職予定ですが、直近で出産を予定しています	（参考） P14、P16、A21
A58	入園（予定）月から、出産予定日が8週間以内にあたる場合、就労要件ではなく出産要件での利用調整となりますので、妊娠が分かった時点で保育課にお伝えください。また、利用調整の結果、内定となった場合、出産（予定）日を基準として、産前産後8週の属する月のみの在園となり、産後8週の日属する月の末日で退園となります。なお、就労要件で入園した場合であっても、入園後8週間以内に出産の予定があることが分かった時点で、就労要件から出産要件へと認定の切り替えを行います。 （例）令和8年4月1日に入園後、同年5月17日出産予定の場合は、同年7月31日で退園となります。	

Q59	派遣社員のため近々契約更新がありますが、何か手続きは必要ですか
A59	必要です。契約期間の更新がありましたら、その都度「就労証明書」または「就業条件明示書」（契約更新後の就労状況の記載がある書類）等の提出が必須です。契約更新がない場合、上記の書類が提出ができない場合は、退園となります。

Q60	求職活動期間中に就労が決まらない場合、認定期間は延長できますか	(参考) P6、P14
A60	認定期間の延長はできません。就労が決まらない場合、入園から3か月後に退園となります。	

Q61	就学要件で入園しましたが、求職要件に切り替えることはできますか	(参考) P6
A61	できません。「就学要件」は「就労要件」以外への切り替えはできません。就学期間終了後、直ちに就労できるよう在学中に求職活動を行ってください。就労が決まっていない場合は、退園となります（入園時に定めた就学期間の変更はできません）。	

Q62	4月に入園しましたが、来年度も保育園に通いたいです	(参考) P19、P20
A62	来年度の利用継続手続きとして「現況届」を提出してください（毎年8月実施予定）。提出のあった「就労証明書」等を審査した結果、保護者の保育の必要性が、入園申請時と変わらず維持されているか確認ができた場合、次年度も継続して在園することが可能です（卒園予定児を含む全在園児対象）。なお、申請時の状況と異なること（復職後の職場を転職している、勤務時間、日数が減っている等）が判明した場合は、継続はできず退園となります。	

Q63	里帰り出産で長期欠席を考えています	(参考) P19
A63	保育園、保育課に事前に連絡を行ったうえで、里帰り出産等を理由に長期欠席をすることは可能ですが、3か月を超えての欠席はできません。また、欠席の間も保育料は減免とはなりません。	

Q64	下の子を出産して、育児休業を取得予定ですが、上の子を継続して在園させられますか	(参考) P21
A64	育児休業を取得する場合、上の子は産前・産後休暇期間後に原則退園となりますが、場合によっては在園ができます。P21 をよく確認のうえ、所定の手続きを行ってください。	

Q65	両親そろって育児休業を取得しようと考えています。手続きは必要ですか	
A65	育児休業の期間が1 か月を超える場合は、育児休業期間が記載された、「就労証明書」を2 人分それぞれ提出してください（育児休業に入る前に、保育課への事前連絡が必要です）。なお、両親そろって育児休業を取得できる期間は最長3 か月となります。	

【入園できなかった場合】

Q66	待機の通知が来ましたが、翌月以降も再度申請の必要がありますか	(参考) P 6、P 9、P 10
A66	再度申請する必要はありません。待機となった場合は、自動的に翌月も利用調整を行います。なお、有効期間は申請年度中となりますので、次年度も入園を希望する場合は、別途次年度の申込みをしてください。	

Q67	調整の結果は毎月送られてきますか	(参考) P9～P10
A67	5月以降に入園の内定となった場合、毎月 15 日頃に郵送や電話等でお知らせします。待機となった場合は、入園を希望した最初の月に1 度だけ、前月 20 日過ぎに不承諾通知を送付します（翌月以降、待機の結果は送付されません）。	

Q68	1 歳のタイミングで申込み、入園できませんでしたが、職場から1 歳6 か月のタイミングでの不承諾通知が必要と言われました場合、発行手続きはどうすればいいですか	
A68	入園申し込みを取り下げしていない限り、年度内は申請が有効です。不承諾通知を希望する前月の1 日頃までに保育課へ連絡してください（内定となった場合は、不承諾通知は発行できません）。	

【育児休業を延長したい】

Q69	子どもが1歳となりますが、今は保育園に入らず育児休業を延長したいです
A69	通常の申請と同様に、P11～12を参考に申請に必要な書類（就労証明書等含む）を準備し、育児休業の延長を希望する月の受付期間（P9～P10参照）までに提出してください。また、「教育・保育支給認定申請書兼保育所等利用申込書」の補助票（3）-3（3）において、「育児休業の延長も許容できる」及び「内容を理解し同意します」の欄にチェックしてください。審査の結果、入園を希望した保育園に内定とならなければ、希望する月の前月20日過ぎに不承諾通知を送付します。なお、いかなる場合でも受付期間を過ぎた場合は、翌月の入園の審査対象となり、遡って不承諾通知を発行することはできませんので、注意してください。 ※申請をしても、必ず不承諾通知を受け取れるということではありません（空き状況によっては内定がでます）。 ※ハローワークへの申請時に申請書の写しが必要となりますので、<u>オンライン申請ではなく、紙媒体で申請のうえ、必ずご自身で写しを取ってください。</u> ※審査の結果、希望園に内定となった後、辞退をした場合は、A47のとおり次回の申請の際に減点対象となりますので、理解したうえで申込んでください。また、この場合、不承諾通知は発行できません。 ※1歳となる子どものきょうだいも育休要件で保育園に在園中の場合、本Q&Aの対象とはなりません。

◆各保育園の開園時間等

施設名	保育短時間	7:00 8:00 9:00 17:00 18:00 19:00										
	保育標準時間	7:30	8:30							16:30	17:30	18:30
湘南保育園	8:30～16:30	延長保育	(短) 8時間						延長保育			
	7:00～18:00	(標) 11 時間								延長保育		
小坪保育園	8:30～16:30	延長保育	(短) 8時間						延長保育			
	7:00～18:00	(標) 11 時間								延長保育		
双葉保育園	8:30～16:30	延長保育	(短) 8時間						延長保育			
	7:00～18:00	(標) 11 時間								延長保育		
沼間愛児園	8:30～16:30	延長保育	(短) 8時間						延長保育			
	7:00～18:00	(標) 11 時間								延長保育		
桜山保育園	8:30～16:30	延長保育	(短) 8時間						延長保育			
	7:00～18:00	(標) 11 時間								延長保育		
湘南アイルド 逗子保育園	8:30～16:30	延長保育	(短) 8時間						延長保育			
	7:00～18:00	(標) 11 時間								延長保育		
逗子なないろ 保育園	8:30～16:30	延長保育	(短) 8時間						延長保育			
	7:00～18:00	(標) 11 時間								延長保育		
ごかんのいえ	9:00～17:00		延長保育	(短) 8時間						延長保育		
	7:30～18:30		(標) 11 時間								延長 保育	
しらかば逗子 乳児保育園	8:30～16:30	延長保育	(短) 8時間						延長保育			
	7:00～18:00	(標) 11 時間								延長保育		
第2あにえる ち保育園	8:30～16:30		延長 保育	(短) 8時間						延長保育		
	7:30～18:30		(標) 11 時間									
かぐのみ 保育園	8:30～16:30		延長 保育	(短) 8時間						延長保育		
	7:30～18:30		(標) 11 時間									
あにえるち 保育室	8:30～16:30		延長 保育	(短) 8時間						延長保育		
	7:30～18:30		(標) 11 時間									
逗子幼稚園	8:30～16:30	延長保育	(短) 8時間						延長保育			
	7:00～18:00	(標) 11 時間										

◇自分で市民税を納めている方の確認方法（自営業者など）

「税額控除額（調整控除額を除く）」＋「差引所得割額」

「市民税・県民税納税通知書（兼税額決定通知書）」の４ページ目の、「税額控除額（調整控除額を除く）」と「差引所得割額」の合計額で算定します。

納税者住所・氏名

納付場所

●横浜銀行 ●三井住友銀行 ●三菱東京UFJ銀行
 ●スルガ銀行 ●みずほ銀行 ●かながわ信用金庫
 ●湘南信用金庫 ●中央労働金庫 ●逗子市役所
 ●ゆうちょ銀行及び郵便局(神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内)
 *各本支店で取り扱っております。

令和 年度

市民税・県民税納税通知書
(兼税額決定通知書)

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので通知します。

年税額 ①＋②＋③ 円
 給与からの特別徴収税額① 円
 公的年金からの(仮)特別徴収税額② 円
 普通徴収税額③ 円

市民税・県民税の各納期の納付額及び納期限などは２頁をご覧ください。 1

課税計算明細書 (単位:円)

区分	課税標準額	市民税	県民税
所得			
山林・その他			
短期譲渡			
長期譲渡			
株式等の譲渡			
上場株式等の配当			
先物取引			
調整控除額		△	△
配当控除額		△	△
住宅借入金等特別税額控除額		△	△
寄附金税額控除額		△	△
外国税額控除額・調整税額		△	△
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額		△	△
差引所得割額			
均等割額			
合計			

年税額 ①＋②＋③	給与からの特別徴収税額①	公的年金からの(仮)特別徴収税額②	普通徴収税額③	還付額

4

◇課税（非課税）証明書で確認する方法

市民税所得割額＋税額控除額（市分控除額）

「市民税・県民税課税（非課税）証明書」の「市民税 所得割額」と「税額控除の内訳 市分控除額」（「その他税額控除等」は「配当控除」と「外国税額控除」の合計額）の合計額で算定します。

令和 年度（令和 年分）		市民税・県民税		非課税証明書		税証第 号		
賦課期日 現在住所		賦課期日 氏名				見本		
所得区分	所得金額（円）	所得区分	所得金額（円）	所得控除の内訳	控除額（円）	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額	0	分離短期譲渡（特別控除）		雑損	0	配偶者		特別障害
（給与収入）		分離長期譲渡（特別控除）		医療費	0	老人配偶者		その他障害
給与所得				社会保険料	0	特定		特別寡婦
営業等		株式等の譲渡		小規模共済	0	扶（内同居）		寡婦・寡夫
				生命保険料	0	老（人）		勤労学生
農業		分譲上場株式等の配		地震保険料	0	養（16歳未満）		未成年
						その他		
不動産		先物取引		障・寡・勤	0	障（内同居）		
				配偶者	0	害（特別）		
利子		山林		配偶者特	0	者（その他）		
				扶				
配当		総合退職		基礎		税額控除の内訳		
				所得控除合計		住宅借入金		
（公的年金収入）		繰越損失額		課税標準額		寄附金		
雑	0	繰越損失		総合	0	その他税額控除等		
譲渡・一時		雑繰越損失		分離短期	0	配当・譲渡割		
		株式繰越損失		分離長期	0	備考		
		先物繰越損失		株式・分離	0			
		居住用繰越損失		先物取引等	0			
合計所得金額	0	所得割額	0	所得割額	0	年税額		
総所得金額等	0	市民税（円）	0	県民税（円）	0	（円）		0
		均等割額	0	均等割額	0			
		均等割減額	0	均等割減額	0			

表記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日
神奈川県逗子市長

* この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※令和7年度課税（非課税）証明書は令和7年1月1日時点、令和8年度課税（非課税）証明書は令和8年1月1日時点で住民登録のあった自治体で発行できます。

◇海外で収入がある方の保育料算定方法について

海外で収入がある方は、4～8月分の保育料は令和6年1月1日から令和6年12月31日まで、9～3月分の保育料は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの海外収入と社会保険料等を証明する書類（W2等）をご提出いただき、収入を日本円に変換した上で仮の市民税額を算出し、保育料を決定します。証明書類は勤務先により異なりますので、職場でご確認ください。

3. 保育料算定に係る年齢基準について

保育料は、年度当初（4月1日時点）の実施年齢で決定します。年度途中で誕生月を迎えても、年齢による変更はありません。年度切り替えのタイミングで変更となりますのでご注意ください。

4. 保育料が算定できない場合について

確定申告または住民税の申告をしていないと、課税額が確定しないため保育料が算定できない場合があります。未申告の方は必ず申告を行い、申告書の写しを保育課にご提出ください。

保育料が算定できない場合は、最高額で仮算定します。正確な保育料算定のために、自営業等により報酬や営業収入がある方はその多寡にかかわらず、必ず申告をしてください。

申告方法は所得の種類や金額により異なりますが、確定申告は最寄りの税務署で、住民税の申告は1月1日時点で住民登録のあった市区町村の税務担当課での手続きとなります。

海外収入がある場合で収入証明等の提出がない場合も、最高額で仮算定します。

5. 修正申告等をした場合について

修正申告等を行い課税額に変更があった場合は、保育料に変更が生じる可能性がありますので、修正申告等を行った旨を保育課にお申し出ください。

6. 保育料の再算定について

課税額に変更があった場合、当年度の保育料に限り、再算定いたします。保育料の再算定を行った結果、既にお支払いいただいた保育料に不足額が生じた場合は不足額の請求を、過払いが生じた場合は未払いの保育料への充当または還付を行います。

なお、保育料の算定ができず最高額で仮算定した方についても、申告書や収入証明等の提出があった場合は、再算定いたします。

ご不明な点は保育課までお問い合わせください。

令和8年度逗子市保育料表（3号認定）

保育標準時間

<0歳児～2歳児（3号認定）>

階層 区分	課税額による区分	保育料
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯 （ひとり親家庭等）	0円
	市民税非課税世帯	0円
3	市民税均等割課税	5,060円
4	市民税所得割16,200円未満	6,160円
5	市民税所得割16,200円～32,400円未満	7,260円
6	市民税所得割32,400円～48,600円未満	8,360円
7	市民税所得割48,600円～60,700円未満	9,460円
8	市民税所得割60,700円～72,800円未満	11,660円
9	市民税所得割72,800円～84,900円未満	14,410円
10	市民税所得割84,900円～97,000円未満	18,260円
11	市民税所得割97,000円～115,000円未満	23,210円
12	市民税所得割115,000円～133,000円未満	28,160円
13	市民税所得割133,000円～151,000円未満	33,110円
14	市民税所得割151,000円～169,000円未満	38,060円
15	市民税所得割169,000円～202,000円未満	43,010円
16	市民税所得割202,000円～235,000円未満	48,510円
17	市民税所得割235,000円～268,000円未満	54,010円
18	市民税所得割268,000円～301,000円未満	59,510円
19	市民税所得割301,000円～397,000円未満	65,340円
20	市民税所得割397,000円～493,000円未満	71,390円
21	市民税所得割493,000円～589,000円未満	77,440円
22	市民税所得割589,000円以上	83,490円

無 償 化

保育短時間

<0歳児～2歳児（3号認定）>

階層 区分	課税額による区分	保育料
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯 （ひとり親家庭等）	0円
	市民税非課税世帯	0円
3	市民税均等割課税	4,970円
4	市民税所得割16,200円未満	6,050円
5	市民税所得割16,200円～32,400円未満	7,130円
6	市民税所得割32,400円～48,600円未満	8,210円
7	市民税所得割48,600円～60,700円未満	9,290円
8	市民税所得割60,700円～72,800円未満	11,460円
9	市民税所得割72,800円～84,900円未満	14,160円
10	市民税所得割84,900円～97,000円未満	17,940円
11	市民税所得割97,000円～115,000円未満	22,810円
12	市民税所得割115,000円～133,000円未満	27,680円
13	市民税所得割133,000円～151,000円未満	32,540円
14	市民税所得割151,000円～169,000円未満	37,410円
15	市民税所得割169,000円～202,000円未満	42,270円
16	市民税所得割202,000円～235,000円未満	47,680円
17	市民税所得割235,000円～268,000円未満	53,090円
18	市民税所得割268,000円～301,000円未満	58,490円
19	市民税所得割301,000円～397,000円未満	64,220円
20	市民税所得割397,000円～493,000円未満	70,170円
21	市民税所得割493,000円～589,000円未満	76,120円
22	市民税所得割589,000円以上	82,070円

（注1）課税額は、税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除など）を適用する前の税額で算定します。

（注2）市民税所得割57,700円以上の一般世帯は、同一世帯の生計を一にする就学前の子どものうち、第2子は半額（10円未満切り捨て）、第3子以降については0円となります。

（注3）市民税所得割57,700円未満の一般世帯は、同一世帯の生計を一にする子どものうち、第2子は半額（第3階層は0円）、第3子以降は0円となります。

（注4）市民税所得割77,101円未満のひとり親家庭等、要保護世帯は、同一世帯の生計を一にする子どものうち、第1子は半額（第3階層は0円）、第2子以降は0円となります。

（注5）保育料は、年度当初の実施年齢で決定するため、年度途中で誕生日を迎えても、年齢による変更はありません。

（注6）海外での収入がある方は、海外での1年間の収入と社会保険料を日本円に換算し、市民税額相当の額を算出した上で、保育料を算定します。

（注7）上記以外の減免が適用されている場合があります。詳細は保育課までお問い合わせください。

3～5歳児の保護者の皆様へ

給食費のお知らせ

【逗子市】

〇令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児のお子様については、保育料が無償化されています。

〇保育所等の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

〇主食費：ごはん、パン、麺等の主食分の食材料費

※逗子市立保育所の主食は、園に持参してもらいます。

副食費：おかず、おやつ、牛乳、お茶等の副食分の食材料費

※逗子市内の認可保育所の副食費は、月額4,800円です。

＜副食費の徴収免除＞

【免除対象者の該当要件】

- ①生活保護世帯
- ②市民税所得割課税額57,700円未満世帯の園児
- ③市民税所得割課税額77,101円未満世帯等（ひとり親世帯等の場合）の園児
- ④世帯の所得に関わらず、小学校就学前の子どもから順に数えて第3子以降の園児※
（※ 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、企業主導型保育事業に通われている園児）

＜市民税所得割額の確認方法＞

- ・市民税が給与から引かれている方（主に給与所得者の方）
6月頃に勤務先から配布された「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」をご覧ください。
- ・市民税を納付書又は口座振替で納めている方（事業を営んでいる方など）
6月頃に市から送付された「市民税・県民税納税通知書（郵送）」をご覧ください。

~ MEMO ~

令和7年10月発行
発行 逗子市教育部保育課

〒249-8686

逗子市逗子5丁目2番16号

電話 046-873-1111